

令和2年3月12日

全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成20年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約4,000万人、うち長野支部では約66万人が加入しています。

台風第19号による医療機関窓口での一部負担金等免除の期間を延長 ～「一部負担金等免除証明書」提示により令和2年9月30日まで～

全国健康保険協会では、令和元年台風第19号により甚大な被害を受けられた加入者の皆様につきまして、令和元年10月12日からの診療において、医療機関窓口での一部負担金等の支払いの免除を行っているところですが、この取扱いを令和2年9月30日まで延長することを決定しましたのでお知らせします。

1. 申告による免除から「一部負担金等免除証明書」提示へ

令和2年3月31日までは、一部負担金等免除の対象者^(※1)であることを医療機関窓口で申告することで一部負担金等の免除を受けることができましたが、令和2年4月1日以降は、保険証のほかに「一部負担金等免除証明書」を医療機関窓口へ提示する必要があります。

2. 「一部負担金等免除証明書」の作成には申請が必要

免除証明書の交付を希望される場合は、「健康保険一部負担金等免除申請書(令和元年台風第19号)^(※2)」を令和2年3月31日まで^(※3)に証明書類^(※4)を添えて協会けんぽへご提出ください。

*1 「一部負担金等免除の対象者」について

以下の(1)と(2)の両方に該当する方

(1) 災害救助法の適用市町村に住所を有していた方

(2) 下記に該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

*2 「健康保険一部負担金等免除申請書(令和元年台風第19号)」について

協会けんぽホームページからダウンロードすることができます。

*3 「令和2年3月31日まで」について

令和2年4月以降にご提出されますと、免除有効期限の始期が申請書の受付日からとなります。

*4 「証明書類」について

- ① 令和元年台風第19号により、住家が全半壊、全半焼、床上浸水した場合
→ 罹災証明書の写し
- ② 令和元年台風第19号により、被保険者が重篤な傷病を負った場合
→ 罹災により1か月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書の写し
- ③ 令和元年台風第19号により、被保険者の行方が不明である場合
→ 警察等に行方不明者に関する届出をしていることが確認できるものの写し
- ④ 令和元年台風第19号により、被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯の指定を受けた場合
→ 市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」の写し

【参考資料】

- ・ 健康保険一部負担金等免除申請書 別紙1
- ・ 健康保険一部負担金等免除証明書 別紙2

【お問い合わせ先】

〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル8階
全国健康保険協会長野支部 業務グループ 長谷川
TEL:026-238-1250 FAX:026-238-1257